

経済産業省

20210113資第3号
令和3年1月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

2021年1月7日からの大雪により被害が生じたため、2021年1月9日に富山県南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市、福井県福井市、坂井市およびあわら市に、同10日に福井県大野市および勝山市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村等（2021年1月9日以降、2021年1月7日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む）のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの2020年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村等における災害救助法適用日〔隣接市町村等ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、2021年1月、2月および3月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1か月間延長する。

（実施期間満了日：2021年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年8月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災地において、従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2021年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年7月末日）

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2021年1月7日からの大雪により被害が生じたため、災害救助法が適用されました。
(下記地域に災害救助法が適用) このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村等(2021年1月9日以降、2021年1月7日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む)のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2021年1月9日

富山県南砺市	(とやまけん なんとし)
富山県砺波市	(とやまけん となみし)
富山県氷見市	(とやまけん ひみし)
富山県小矢部市	(とやまけん おやべし)
福井県福井市	(ふくいけん ふくいし)
福井県坂井市	(ふくいけん さかいし)
福井県あわら市	(ふくいけん あわらし)

災害救助法適用日：2021年1月10日

福井県大野市	(ふくいけん おおのし)
福井県勝山市	(ふくいけん かつやまし)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

富山県富山市	(とやまけん とやまし)
富山県高岡市	(とやまけん たかおかし)
富山県射水市	(とやまけん いみずし)
富山県黒部市	(とやまけん くらべし)
富山県朝日町	(とやまけん あさひまち)
石川県金沢市	(いしかわけん かなざわし)
石川県白山市	(いしかわけん はくさんし)
石川県小松市	(いしかわけん こまつし)
石川県加賀市	(いしかわけん かがし)
石川県七尾市	(いしかわけん ななおし)
石川県羽咋市	(いしかわけん はくいし)
石川県津幡町	(いしかわけん つばたまち)

石川県中能登町 (いしかわけん なかのとまち)
石川県宝達志水町 (いしかわけん ほうだつしみずちょう)
福井県越前市 (ふくいけん えちぜんし)
福井県鯖江市 (ふくいけん さばえし)
福井県越前町 (ふくいけん えちぜんちょう)
福井県永平寺町 (ふくいけん えいへいじちょう)
福井県池田町 (ふくいけん いけだちょう)
岐阜県郡上市※ (ぎふけん ぐじょうし)
※白鳥町 (しろとりちょう) の一部
岐阜県飛騨市※ (ぎふけん ひだし)
※神岡町 (かみおかちょう) および宮川町 (みやがわちょう) の一部

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第17号

2021年1月13日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 大谷 真吉

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

令和3年1月7日からの大雪の影響により多大な被害が発生し、新潟県6市、富山県4市および福井県5市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村の隣接市町村※（2021年1月13日以降、令和3年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の13市町村（2021年1月12日時点）。

岐阜県：高山市，関市，飛騨市，本巣市，郡上市，揖斐郡揖斐川町，
大野郡白川村

長野県：長野市，飯山市，北安曇郡白馬村・小谷村，上水内郡信濃町，
下水内郡栄村

- 1 被災されたお客さまの2020年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。），2021年1月，2月および3月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：2021年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年8月〔満了日は検針日等により相違〕）

3 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，2021年7月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：2021年7月末日)

以 上

添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

令和3年1月7日からの大雪の影響により多大な被害が発生し、新潟県6市、富山県4市および福井県5市に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的に、災害救助法適用市町村の隣接市町村（2021年1月13日以降、令和3年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

記

- 1 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村
岐阜県：高山市，関市，飛騨市，本巣市，郡上市，揖斐郡揖斐川町，
大野郡白川村
長野県：長野市，飯山市，北安曇郡白馬村・小谷村，上水内郡信濃町，
下水内郡栄村

以 上

経済産業省

20210113資第1号

令和3年1月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

2021年1月13日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託サ第 24 号
2021 年 1 月 13 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿



15 番
株式会社
水野



電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の 相手方	氏名 (名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021年1月7日からの大雪の影響により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、2021年1月9日に富山県砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市、福井県福井市、あわら市および坂井市に、同10日に福井県大野市および勝山市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2021年1月9日以降、2021年1月7日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、2021年1月、2月および3月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2021年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2021年8月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2021年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

別添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2021年1月7日からの大雪の影響により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2021年1月9日以降、2021年1月7日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2021年1月9日

富山県南砺市 （とやまけん なんとし）

富山県砺波市 （とやまけん となみし）

富山県氷見市 （とやまけん ひみし）

富山県小矢部市 （とやまけん おやべし）

福井県福井市 （ふくいけん ふくいし）

福井県坂井市 （ふくいけん さかいし）

福井県あわら市 （ふくいけん あわらし）

災害救助法適用日：2021年1月10日

福井県大野市 （ふくいけん おおのし）

福井県勝山市 （ふくいけん かつやまし）

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

富山県富山市 （とやまけん とやまし）

富山県高岡市 （とやまけん たかおかし）

富山県射水市 （とやまけん いみずし）

富山県黒部市 （とやまけん くらべし）

富山県朝日町 （とやまけん あさひまち）

石川県金沢市 （いしかわけん かなざわし）

石川県白山市 （いしかわけん はくさんし）

石川県小松市 （いしかわけん こまつし）

石川県加賀市 （いしかわけん かがし）

石川県七尾市 （いしかわけん ななおし）

石川県羽咋市 (いしかわけん はくいし)
石川県津幡町 (いしかわけん つばたまち)
石川県中能登町 (いしかわけん なかのとまち)
石川県宝達志水町 (いしかわけん ほうだつしみずちょう)
福井県越前市 (ふくいけん えちぜんし)
福井県鯖江市 (ふくいけん さばえし)
福井県越前町 (ふくいけん えちぜんちょう)
福井県永平寺町 (ふくいけん えいへいじちょう)
福井県池田町 (ふくいけん いけだちょう)
岐阜県郡上市※ (ぎふけん ぐじょうし)
※白鳥町(しろとりちょう)の一部
岐阜県飛騨市※ (ぎふけん ひだし)
※神岡町(かみおかちょう)および宮川町(みやがわちょう)
の一部

以 上

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 20 号

2021年1月13日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力パワーグリッド

代表取締役
社長執行役員 市川 弥 生

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住 所	同 上		
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供給電力	同 上			
供給電圧	同 上			
電気方式及び周波数	同 上			
料金その他の供給条件の内容	同 上			
供給開始年月日及び有効期間	同 上			

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月7日からの大雪の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、新潟県6市、富山県4市および福井県5市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村の隣接市町村※（2021年1月13日以降、令和3年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の13市町村（2021年1月12日時点）。

岐阜県：高山市、関市、飛騨市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町、
大野郡白川村

長野県：長野市、飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、
上水内郡信濃町、下水内郡栄村

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2021年1月、2月および3月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2020年9月7日付け届出。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）19（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2021年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引

続き全く電気を使用しない場合には、託送約款 19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2021年8月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、76（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

- 4 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年7月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

- 5 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、2021年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2021年7月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2021年7月末日）

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和3年1月7日からの大雪の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、新潟県6市、富山県4市および福井県5市に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村の隣接市町村（2021年1月13日以降、令和3年1月7日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

- 1 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村
岐阜県：高山市、関市、飛騨市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町、
大野郡白川村
長野県：長野市、飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、
上水内郡信濃町、下水内郡栄村

以 上

